

佐世保市子ども・子育て会議の運営に係る取扱いについて

平成29年10月25日

子ども政策課

1. 主旨

この方針は、佐世保市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第22号。以下「条例」という。)の規定に基づき、佐世保市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の適正な運営のため、会議の公開・非公開に係る決定及び議事録の公開範囲等について整理するものである。

2. 方針

(1) 会議の運営について

- ①子ども・子育て会議及び分科会の会議は、原則として公開とする。
- ②ただし、会長又は分科会長は、必要があると認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、非公開とすることができる。
- ③委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)は、自己の利害に関する事項については、議事に参与することができない。

(2) 会議を公開する場合における傍聴について

- ①傍聴を希望する者は、子ども・子育て会議の開会時刻までに、開催会場で受付をし、係員の指示に従い会場に入室すること。
- ②傍聴者は、以下に定める事項を守らなければならない。
 - (ア) 会議開催中は、傍聴席で静かに傍聴し、発言しないこと。
また、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (イ) 騒ぎ立てることや示威的行為など、議事の妨害をしないこと。
 - (ウ) その他、会場の秩序を乱し、会議進行の支障となる行為をしないこと。
- ③傍聴者の定員については、開催会場の都合上制限することがある。

(3) 議事録の公開範囲について

- ①議事録は、会議の公開・非公開にかかわらず、原則として公開とする。
- ②ただし、佐世保市情報公開条例(平成13年条例第4号)第10条第1項各号に該当する情報については、公開されない。

(4) 委員等の遵守事項

- ①委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

以 上